

平成 18 年 7 月 26 日

学 生 各 位

学生部学務課

自然災害により経済的支援が必要になった場合の相談について

このたびの大雨災害等に遭われた世帯の方々につきましては、心よりお見舞い申し上げます。

さて、災害救助法の適用を受けた下記地域及びその近隣で同等の災害に遭われた世帯の方々で、奨学金、授業料免除等の経済的支援が必要な場合は、学生部学務課学生支援第一係までご相談ください。

日本学生支援機構奨学金の場合、特別に緊急、応急採用として奨学生に採用される場合があります。また、授業料免除についても学力基準を緩和する他、家計についても損害額を控除して判定する等の措置が採られます。

記

●平成 18 年 7 月 19 日からの梅雨前線に伴う大雨による被害地域

長野県

諏訪市、諏訪郡下諏訪町、岡谷市

鹿児島県

大口市、出水市、薩摩川内市、薩摩郡さつま町、伊佐郡菱刈町、姶良郡湧水町

●平成 18 年 6 月 15 日からの長雨土砂災害による被害地域

沖縄県

那覇市、中頭郡中城村

担当

学生部学務課学生支援第一係（事務局棟 2 階）

電話：076-264-5164

e-mail: stsien1@ad.kanazawa-u.ac.jp